

柏市 農業委員会だより



令和3年3月15日

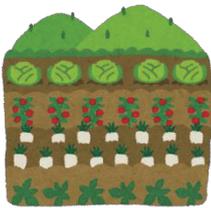
第48号

(年2回発行)

発行：柏市農業委員会 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 ☎(04)7167-1111 (代表)

こんなとき

農業委員会にご相談ください



ご近所さんに道路沿いの畑の端を駐車場として使用させてもらえないか頼まれたけど、砂利を敷いてしまおうかな？

こんな場合でも県や農業委員会の許可等が必要となる場合があります

農地は生産力を持った、農業を行う上で最も基本的な、本来守るべきものです。このため、農地を売ったり、貸したり、借りたりする場合や、駐車場など、農地を耕作以外の目的に利用する場合は、特別な場合を除き、事前に農地法に基づき、県や農業委員会の許可などが必要となる場合があります。

■どうして許可が必要なの？

農地は農業生産の基盤であり、貴重な資源です。また、国民への食料の安定供給を確保するためには、優良な農地を確保することが必要です。このため、農地を農地以外として利用する「農地転用」は農地法という法律により規制されています。

■転用したいときはどうすればいいの？

農地を転用するには、農業振興地域の「農用地区域でないこと」などの要件を満たす必要があります。

農地転用の申請を行った場合、農業委員会による現地調査、申請者への面接、総会審議を経た上で、最終的に千葉県が許可についての判断を行います。

そのため、申請から許可まで数カ月間の期間を要します。

事情により転用を考えられている場合は、まず農業委員会事務局にご相談ください。

■許可を受けずに転用したらどうなるの？

許可を受けずに農地を転用した場合や、許可を受けていても、農地転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）

罰則の適用もあり、違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が課せられます（農地法第64条、第67条）

転用に係る工事等が終わったら、登記手続を

農業委員会の窓口に行かれた方から「農地転用の許可を取っているのに、宅地になっていないはず」という言葉を耳にすることがありますが、実は許可を取っただけでは転用の手続きが完了したわけではありません。これは、農地転用に関する法律（農地法）と、不動産登記に関する法律（不動産登記法）が異なるからです。

そのため、農地転用の許可を得て、工事等が完了したら、農業委員会に「農地の地目変更登記にかかる転用確認証明書申請書」を提出し、証明を受け、法務局で地目変更登記を行ってください。

また、固定資産税が変更後のもので課税されていても、課税は現況主義であり、登記は変更されているとは限りません。登記が農地のまま残っていると、今後も農地法の手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。



【お問い合わせ先】

千葉地方法務局 柏支局

電話 04-7167-3309

遊休農地を減らしましょう

農業委員会では毎年、遊休農地（利用状況）調査を実施しています。今回の調査でも市内各所において遊休農地が存在していることが確認できました。

農地の所有者は農地を適正に管理する義務があります。遊休農地は、**非生産的**であるばかりでなく、**病害虫の発生場所**となったり、**ゴミが不法投棄**される等、周辺にお住まいの方の迷惑でもあります。

今回確認しました遊休農地については、調査後、所有者へ意向調査を行い、今後の利用の意思や農地中間管理機構への貸付希望等を確認しています。

農地所有者の方には、雑草等で荒れる前に、日頃から除草や耕作に努めてくださるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

周辺に遊休農地と思われる場所がある場合、またご自身が所有の農地管理が難しい場合は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。



農業委員・農地利用最適化推進委員による調査

国の支援策を探してみませんか？

～農林水産省 補助金等 逆引き事典～



<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input>

農水省 逆引き事典 で検索してみましょう！

【お問い合わせ先】

農林水産省 大臣官房 広報評価課 広報室 電話 03-3502-5594(ダイヤルイン)

農林水産省では農業に携わる方にお使い頂ける支援策（補助金や融資、税制優遇など）の情報を簡単に検索できるホームページ「逆引き事典」をインターネット上に公開しています。無料で誰でも自由に調べることが出来ますので、日頃の課題解決には是非活用ください！

農地を貸したい方、借りたい方 募集しています

- 農業からの引退を考えている。
 - 相続した農地の管理に困っている。
 - 水田をやめて畑に専念したい。等々
- 個々の事情で農地を貸し出したい方は、いらっしゃいませんか？

農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）が農地の借り手を探し、賃料支払い等の仲介を行います。

貸したい方は、地域の農地の一定割合（2割超）を機構に貸し出す場合、条件等により、協力金の交付を受けることが出来ます。

借りたい方は、機構からまとまった農地を借りて集約化できる他、出し手が複数の場合であっても契約は機構と結ぶだけで賃借料支払いの事務が軽減されます。

耕作しきれない農地を貸し出したい方、農地を借りて規模拡大を検討されている方、まずは農地中間管理機構へご相談ください。

【お問い合わせ先】

農地中間管理機構

（公益社団法人千葉県園芸協会）

電話 043・223・3011



貸付

農地中間管理機構
(千葉県園芸協会)

借受



全国農業新聞で情報収集



【お申し込み先】
 柏市農業委員会事務局
 柏市柏5丁目10番1号
 柏市役所 別館4階

● 毎週金曜発行
 ● 月額700円

「全国農業新聞」は全国農業会議所が発行する農家の皆さんのための専門紙です。最新の役立つ情報が満載された「全国農業新聞」を購読してみませんか？

令和3年産

たけのご販売

出荷及び販売の流れは、次のとおりです。今春に県が柏市内で実施する出荷前検査（無作為に1ヶ所）の結果が基準値（100Bq/kg）以下であることが確認され次第、出荷可能です（これまで市で未検査の竹林を含む）。検査結果については、県のホームページでご確認ください。

【お問い合わせ先】
 柏市役所 農政課 電話 04-7167-1143

農家直営 野菜レストラン SHONAN

柏の農家さんたちに大切に育てられた野菜！
 「安心」「安全」「美味しさ」への追求！
 最大17種類くらいの自慢のサラダバーを是非味わって下さい！



柏市箕輪新田39-2
 TEL 04-7196-7773
 定休日 毎月第2水曜日
 (3・8月無休)
 営業時間 平日11時～15時
 土日祝日 11時～17時

令和3年度 農業委員会総会等の日程

柏市農業委員会の総会等日程をお知らせします。申請締切日は原則として毎月25日（土日祝日の場合は前日）となります。

なお申請は余裕をもって締切日の1週間前までに事前ご相談くださるようお願いいたします。

	申請締切日	調査会日程		総会日程
		現地調査	面接調査	
令和3年	3月25日(木)	4月 5日(月)	4月 6日(火)	4月 9日(金)
"	4月19日(月)	4月27日(火)	4月28日(水)	5月 7日(金)
"	5月25日(火)	6月 2日(水)	6月 3日(木)	6月 9日(水)
"	6月25日(金)	7月 5日(月)	7月 6日(火)	7月 9日(金)
"	7月21日(水)	8月 2日(月)	8月 3日(火)	8月 6日(金)
"	8月25日(水)	9月 2日(木)	9月 3日(金)	9月 8日(水)
"	9月24日(金)	10月 4日(月)	10月 5日(火)	10月 8日(金)
"	10月25日(月)	11月 4日(木)	11月 5日(金)	11月10日(水)
"	11月25日(木)	12月 6日(月)	12月 7日(火)	12月10日(金)
令和3年/令和4年	12月17日(金)	12月23日(木)	12月24日(金)	1月 7日(金)
令和4年	1月25日(火)	2月 2日(水)	2月 3日(木)	2月 8日(火)
"	2月25日(金)	3月 3日(木)	3月 4日(金)	3月 9日(水)
"	3月25日(金)	未定	未定	未定

※ 会場は市役所 別館4階 第5会議室を予定していますが、変更となる場合もあります。
 ※ 市街化区域の転用届は随時（平日午後4時30分まで）受付しています。

訃報

相模農夫男農地利用最適化推進委員が令和3年2月17日にご逝去されました。相模委員は、平成6年7月から農業委員として、また平成21年7月から平成30年7月まで農業委員会会長として農業の発展に貢献されました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

編集委員長 谷田貝 和代
 副委員長 秋谷 昌治
 編集委員 関根 勝敏
 金子 幸司
 増田 直晴
 大宮 茂男